

# 設立趣旨書

## 1. 趣旨

人は、豊かな自然や恵まれた環境の下に、その生命を育み、活力有る今日の社会を築いてきました。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求め様々な資源やエネルギーを大量に消費する経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超え、その結果、全ての生物の生存基盤である地球環境をも脅かすまでになって来ています。

特に、地球温暖化は、自然環境ばかりでなく経済、生活、文化等の社会活動まで、広汎に悪影響を及ぼすことから、世界中が共に緊急かつ迅速に対処しなければならない大きな問題となっています。

平成9年12月に、日本で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において、先進国の温室効果ガス削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、日本は、平成14年6月に議定書を批准しました。平成16年11月、ロシアが議定書を批准したことから、平成17年2月16日に京都議定書が発効することとなりました。

まさに、日本が世界に約束した「温室効果ガスを基準年比6%削減」が現実のものとなってきました。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な地球環境を享受する権利を有し、将来の世代に引き継ぐ責務があります。

京都議定書の発効を間近に控え、地球温暖化防止など環境保全活動について、県民、事業者、民間団体、行政がネットワークを構築し、地域レベルからあらゆる主体が協働して取り組むことが重要となっています。

そこで、私たちは、地球温暖化防止を始め環境保全に関する情報提供、普及啓発や環境保全活動の支援、連携・交流などを推進することを目的とするNPO法人を設立するものです。

## 2. 申請に至るまでの経過

平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県に1つ、地域の温暖化防止活動を支援する「地球温暖化防止活動推進センター」を指定することができることになっており、平成14年の改正により、センター指定の対象としてNPO法人が付け加えられました。

平成16年3月に策定された「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」では、温暖化対策を積極的に実践するNPO法人などの民間団体を中心にして、県民レベルの温暖化対策を推進するため、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを早期に指定することが、重点施策の1つとして位置付けられました。

このような中、県内で広域的な環境保全活動を実施している「NPO法人埼玉環境カウンセラー協会」、「NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会」、「彩の国環境大学修了生の会」に属する有志は、平成16年5月から「地球温暖化防止活動推進センター」の指定の早期実現に向けて意見交換や勉強会を実施してきました。

このたび、私たちは、地球温暖化防止を始めとする環境保全活動を推進するため、「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を目指すNPO法人「環境ネットワーク埼玉」を設立することといたしました。

平成17年1月8日

特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉